



11月は「児童虐待防止推進月間」

オレンジリボンは、こどもたちの明るい未来を表すシンボルマークです。

“何人も、児童に対し、虐待をしてはならない”と法律で定められており、全てのこどもは適切な養育を受け、健やかに成長・発達し自立が図られることなどを保障される権利があります。

〇こどもの権利条約における4つの柱

①生きる権利

命が守られ、食べる物や住む場所があり、健康に暮らせること



②育つ権利

教育を受け、十分に遊びや休みをとり、能力を伸ばして成長できること



③守られる権利

暴力や虐待、いじめ、児童労働、戦争などから守られること



④参加する権利

自由に自分の意見を言ったり自分に関することに参加したり、プライバシーが守られること



〇敦賀市こども家庭センターに悩みや不安を話してみませんか？

妊娠にとまどっている、出産が不安、身近に支援者がいない、育児がづらい、赤ちゃんにどう関わればよいかわからない など



こどもが言うことをきいてくれない、イライラして叩いてしまいそう、発達が気になる、学校に行きたがらない、非行で困っている など

妊娠・出産

妊産婦、0～18歳のこどもと家族、一人ひとりに寄り添った支援をします

0歳



18歳



〇虐待かも？と思ったら、勇気を出して連絡・通告をしてください

こどものサイン：

いつも泣き叫ぶ声がある、不自然な傷や打撲の跡がある、表情が乏しい、活気がない など

保護者のサイン：

よく怒鳴り声がある、地域との交流が少なく孤立している、こどもの養育に関して拒否的・無関心、幼いこどもを家において外出している など

こども家庭庁「児童虐待防止推進に関する特設サイト」



情報提供や相談を!! 児童相談所 虐待対応ダイヤル **イチハヤク**
まずは連絡 189
通話無料 匿名可能 秘密厳守

< 相談窓口 >

■こども家庭センター（子育て政策課内） ☎ 22-8223 相談時間 平日 8:30～17:15（土日、祝日、年末年始は除く）

■敦賀児童相談所 ☎ 22-0858 相談時間 平日 8:30～17:15（虐待の通告や緊急の場合 ☎ 189：24時間365日対応）



ひとりで悩まずご相談ください

11/12～25は「女性に対する暴力をなくす運動期間」

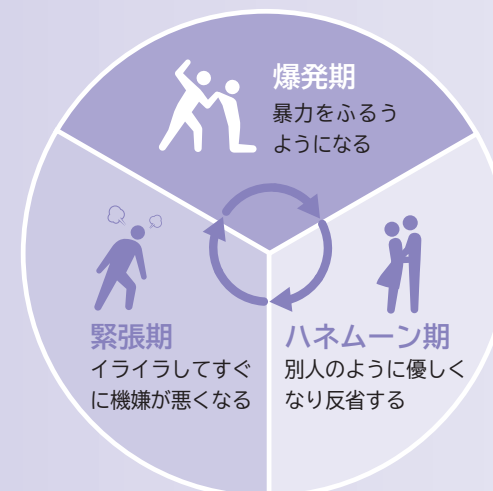
パープルリボンは、女性に対する暴力根絶のためのシンボルマークです。

DV・デートDVをなくそう

DV（配偶者などからの暴力）・デートDV（交際している相手からの暴力）には、身体的（殴る、蹴るなど）、精神的（言葉で傷つける、行動を制限するなど）、経済的（生活費を渡さない、金銭的な自由を与えないなど）、性的（避妊に協力しない、性行為の強要など）など、さまざまなかたちの暴力があります。



DVは重大な人権侵害であり 絶対に許されません！



DVにはサイクル（周期）があり、何度も繰り返されると言われています。

DV・デートDV防止啓発イベント

▶パープルフラワーの配布

日時 10/31（土）10:30～

場所 敦賀市立看護大学（大学祭『海凜祭』会場）

※限定200本（なくなり次第終了します）

▶パネル展

○市役所オープンスペース 11/12（木）～11/26（木）

○敦賀駅交流施設オルパーク 11/12（木）～11/25（水）

▶パープルリボンイルミネーションの点灯

○南コミュニティセンター 11/11（水）～11/25（水）

※各防止啓発イベントの開催日程や場所は市HPで確認できます。

男女共同参画センターでは、男女共同参画、女性活躍推進、市民活動団体に関する図書の貸し出しを行っています。

1人2冊まで、2週間貸し出しできます。詳しくは市HPをご覧ください。



▲貸し出し図書

DVの特徴や影響

- ・相手を支配しようとするのがDVの特徴。
- ・家庭内で起こるため潜在化しやすく、周囲が気づきにくい。
- ・被害者はけがなどの身体的な影響のほか、自尊心の低下、絶望感、無力感、PTSDに陥るなど精神的にもダメージを受ける。
- ・子どもに直接暴力が及んでいない場合でも、さまざまな心身の症状が表れることがある。

■市民協働課 ☎ 23-5411
✉ danjo-soudan@ton21.ne.jp
（メールでの相談の場合は受信できるように設定を確認してください。）
相談時間 平日 8:30～17:15
第3（土） 8:30～12:00
相談場所 男女共同参画センター（南コミュニティセンター3階）
■福井県児童・女性相談所 ☎ 0776-35-1725
（電話相談）土日祝日を含む毎日 8:30～22:00
■男性DV相談 ☎ 080-8690-0287
男性相談員が対応します。
毎月第1～4（水）（祝日休）9:00～13:00
▶市民協働課では、さまざまな相談を受け、相談内容に応じた支援を行います。関係機関への同行支援も行っています。
▶まずはお気軽にお電話ください。

相談窓口

その不安を話すだけでもいいんです。

DVは、性暴力の一種。自分からなくても、不安な気持ちを抱えながら、相談窓口に行きたくない。でもこのままではいけない。

被害を受けたことを思い出したくない。でもこのままではいけない。

外に出ただけでなくても、スマホの音で監視される。

誰だか知らない。怖れなかった。

大それた暴力はない。

いつもどこか寂しい。寂しさを我慢している。

逃げたいけど逃げられない。

相手の機嫌を伺うように、言葉を遣う。機嫌が悪いと怒られる。

あんなに優しくして、怖れなかった。

家庭の喧嘩から周りに心配かけたくない。

専門の相談員があなたの話をうかがいます。年齢・性別を問わず相談できます。

性暴力・性被害 電話で相談 0776-35-1725 #8891
性暴力被害者支援センター（敦賀）
SOSで相談 0776-35-1725 #8103
Cure time（性被害相談）
電話で相談 0776-35-1725 #8008
DV相談ナビ
チャットで相談 DV相談プラス

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

女性に対する暴力をなくす運動啓発ポスター（内閣府）